

「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の考え方について

2017年3月23日

2023年9月7日改訂

○ 本規則の適用（本規則全般）

1. 審査規定等対象社債券以外の社債券への本規則の適用

- ・別表1の柱書の「以下に掲げるもの」に該当する社債券については、協会員は本規則に基づく審査等を行わずに、顧客に対して私募等の取扱い等を行ってよいか。

⇒ 別表1の柱書の「以下に掲げるもの」（以下「適用除外要件」といいます。）に該当する社債券は、本規則に基づく審査等の規定の適用対象とはなりません。

ただし、協会員が新たに取り扱う有価証券については、別途、合理的根拠適合性（当該有価証券に適合する顧客が想定できないものは販売してはならない）を検証する義務が課せられております（協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第3項）。

○ 適用除外要件（本規則第2条第2号、別表1）

2. 新株予約権付社債券

- ・新株予約権付社債券への本規則の適用はどう考えるか。

⇒ 新株予約権付社債券も金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項第5号に規定する社債券であることから、本規則の適用を受けます。よって、適用除外要件に該当しない限り、本規則に基づく審査等の規定の適用を受けます。

なお、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」に基づく投資勧誘が行われる新株予約権付社債券及び「外国証券の取引に関する規則」第49条に基づく投資勧誘が行われる外国新株予約権付社債券については、別表1（2）⑧により、適用除外となります。

3. 信託社債

- ・「信託社債」への本規則の適用はどう考えるか。

⇒ 会社法施行規則第2条第3項第17号に規定される「信託社債」は、金商法第2条第1項第5号に規定する社債券であることから、本規則の適用を受けます。よって、適用除外要件に該当しない限り、本規則に基づく審査等の規定の適用を受けます。

なお、信託社債の発行者が信託銀行である場合には、別表1（1）③により、適用除

外要件に該当します。

4. 証券化商品

- ・「証券化商品の販売等に関する規則」第3条第1号に該当する証券化商品への本規則の適用はどう考えるか。

⇒ 「証券化商品の販売等に関する規則」第3条第1号に該当する証券化商品であっても、本規則の適用を受けます。よって、適用除外要件に該当しない限り、証券化商品のうち本規則が定義する社債券に該当するものは、本規則に基づく審査等の規定の適用を受けます。

なお、本規則別表1の適用除外要件への該当の有無にかかわらず、証券化商品は「証券化商品の販売等に関する規則」の適用を受けます。

5. 投資適格

- ・信用格付業者が発行者に対して付与する「信用格付が投資適格以上」であることが適用除外要件の一つとされているが、「投資適格以上」とはどのようなものか。発行者に付与された信用格付が投資適格以上でない場合には、どのような扱いとなるのか。

⇒ 「信用格付が投資適格以上」とは、登録信用格付業者（日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・ジャパン、ムーディーズ SF ジャパン、S&P グローバル・レーティング・ジャパン (S&P)、格付投資情報センター (R&I)、フィッチ・レーティングス・ジャパン、S&P グローバル SF ジャパン) 及びそれらの特定関係法人が付与した信用格付が BBB 格 (Moody's の場合は Baa 格) と同じ、又はそれよりも上位の等級の格付を付与されている場合をいいます。

投資適格以上でない信用格付を付与された発行者が発行する社債券であっても、その他の適用除外要件に該当する場合には、本規則に基づく審査等の規定の適用対象とはなりません。

6. 複数トランシェを発行する資産流動化債券であって、信用格付を取得したもの

- ・発行者が複数のトランシェにより資産を流動化するスキームを用いて発行される債券（以下「資産流動化債券」といいます。）を発行している場合であって、どれか一つでも投資適格以上の信用格付を取得していれば、信用格付を取得していないトランシェについても適用除外要件に該当するのか。

⇒ 同一の発行者により同一資産を流動化するスキームを用いて発行された複数のトランシェからなる社債券について、あるトランシェが投資適格以上の信用格付を取得し

ている場合には、他のトランシェが投資適格以上の信用格付を取得していない場合であっても、登録信用格付業者が当該資産流動化案件の発行者又はアレンジャー等に関する審査を行っていると考えられるため、当該他のトランシェが信用格付を取得していないことを顧客に説明するのであれば、当該他のトランシェも適用除外要件に該当します。

なお、当該他のトランシェが信用格付を取得している場合であって、それが投資適格でない格付であった場合は、登録信用格付業者が投資適格ではないと評価された社債券については、改めて協会による審査を行うべきであろうと考えられますので、当該他のトランシェは、適用除外要件に該当しません。

7. 振替債

・別表1(2)①に規定された「外国の法令等に準拠し振替業若しくはそれに類する業務を行っている者」とは、どのような者を指すのか。

⇒ 2012年4月付で国際決済銀行・証券監督者国際機構が定めた「Principles for financial market infrastructures」¹（以下「FMI原則」といいます。）中の証券決済システム（SSS）に当たる機能を提供する者を指します。

例えば、Euroclear、Clearstream、Depository Trust & Clearing Corporation、Central Moneymarkets Unit、Austraclear Limited、Fedwire、the Canadian Depository for Securities Ltd、CREST等が該当すると考えられます。

8. リパッケージ債の適切なCSDの要件とその確認方法

・別表1(3)に規定された「適切な証券集中振替機関（CSD）に預託されている場合」について、「適切」とはどのようなことが要件となるのか。また、協会がどのようにその確認を行えばよいか。

⇒ FMI原則において、CSDに適用される部分のうち、重要な部分の評価が「Broadly observed（概ね遵守している）」以上であるCSDが「適切」に該当するものと考えます。

なお、FMI原則の遵守状況は、各CSDが開示している遵守状況に係る報告書において確認することができます。

9. リパッケージ債のカストディアンがCSDではないが、サブ・カストディアンがCSDの場合

¹ <http://www.bis.org/cpmi/publ/d101a.pdf>

（参考：（仮訳）<http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20120416-1/07-2.pdf>）

・別表1(3)に「ただし、担保証券が適切な証券集中振替機関(CSD)に預託されている場合に限る。」との記載があるが、リパッケージ債の担保証券のカストディアンがCSDではない民間銀行であり、当該カストディアンのサブ・カストディアンが適切なCSDである場合には別表1(3)の括弧書きの要件を満たすと考えてよいか。

⇒ リパッケージ債の担保証券のカストディアンがCSDではない民間銀行であったとしても、当該カストディアンのサブ・カストディアンが適切なCSDであり、担保証券が当該CSDに預託されていることを確認できた場合には、別表1(3)の括弧書きの要件を満たすものと考えます。

○ 私募等の取扱い等(本規則第2条第3号)

10. 適格機関投資家向けの私募等の取扱い等

・いわゆる適格機関投資家私募や適格機関投資家私売出しは「私募等の取扱い等」に該当しない。一方、当初は顧客属性を限定せず、いわゆる少人数私募又は少人数私売出しとして勧誘していたが、結果として適格機関投資家のみ勧誘していた場合には本規則の適用はどうか。

⇒ 審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行う場合には、事前に審査を行うことや勧誘時に顧客に情報提供を行うことが必要です。適格機関投資家私募及び適格機関投資家私売出しの場合には、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている旨の記載がされますが、当該措置を行わずに勧誘を行うことを企図しているのであれば、当該勧誘行為は本規則で規定する私募等の取扱い等に該当すると考えます。そのため、設問のケースのように、勧誘後の結果をもって適用関係を判断してはいけません。

11. 審査規定等対象社債券のセカンダリー取引

・私募等の取扱い等により販売された審査規定等対象社債券のセカンダリー取引を行う場合には、本規則の適用があるのか。

⇒ 本規則は、いわゆるセカンダリー取引(既発行の審査規定等対象社債券における本規則第2条第3号ロに該当する取引)も適用となります。なお、協会員が本規則で規定する審査や顧客説明を行った審査規定等対象社債券を顧客から買い取るなどして、再度勧誘・販売することになった場合も本規則の適用となりますが、この場合は勧誘前の事前審査は省略してもよいこととしています(別表2の項目2.(1))。

12. 有価証券届出書等の提出が行われない募集・売出しの取扱い等

- ・有価証券届出書若しくは発行登録追補書類の提出が行われない審査規定等対象社債券の募集若しくは募集の取扱い又は売出し若しくは売出しの取扱いは本規則の対象となるのか。

⇒ 有価証券届出書若しくは発行登録追補書類の提出が行われない審査規定等対象社債券の募集若しくは募集の取扱い又は売出し若しくは売出しの取扱い（金商法第4条第1項第5号又は第23条の8第1項ただし書き）は、発行者による開示がされないので、本規則の適用を受けるものとしませんでした。よって、本規則における「私募等の取扱い等」に該当します。

13. 発行者へのバイバック

- ・審査規定等対象社債券の発行者へのバイバックが行われる場合には、本規則の適用を受けるのか。

⇒ 発行者によるバイバック（買戻し）のための売付けは、本規則第2条第3号ロで規定する金商法第2条第4項第2号ロ若しくはハに該当しないと考えられるため、「私募等の取扱い等」に該当しません。

14. 私募債の引受け

- ・審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うに当たり、引受審査を行っている場合は、本規則に基づく審査の規定の適用を受けるのか。

⇒ 引受けを行う場合であっても審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うときは本規則の適用を受けることとなりますが、審査の規定については、別表2の2.（2）において「有価証券の引受け等に関する規則」に準じた引受審査を行っている場合には本規則第5条に基づく審査を行わなくてよい旨の規定を設けています。なお、当該引受審査の結果、本規則に基づくモニタリングを行うことができることを確認できない場合や、当該審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うことが適当と認められない場合には、当該審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行ってはなりません。

○社内規則の整備（本規則第4条）

15. 社内規則の整備

- ・審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行う予定がない協会員は、本規則に従った社内規則を整備する必要があるか。

⇒ 本規則施行後に審査規定等対象社債券の移管を受ける場合には、別表5の3.により、原則として本規則に規定するモニタリングが可能であることを確認し、情報提供を行う必要があることから、社内規則を整備する必要があるものと考えます。

ただし、本規則施行後に審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行わない場合であって、以下のいずれかに該当する場合には、本規則第6条に規定するモニタリングの実施を求めていることから、本規則に則った社内規則を整備する必要はないものと考えます。

- ① 本規則施行前より適用除外要件に該当しない社債券の保護預りをしており、本規則施行後に審査規定等対象社債券の保護預りを新たに受けない場合
- ② 投資者保護上やむを得ないと認められるため、審査規定等対象社債券の保護預りを行う場合
- ③ 移管元協会員によりモニタリングの実施及び当該顧客への情報提供が実施されることが約されたことが確認できたため、審査規定等対象社債券の保護預りを行う場合

なお、保護預り後に当該審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行う場合には、本規則に規定する審査やモニタリング等を行う必要があり、そのための社内規則を整備することが必要になります。そこで、私募等の取扱い等を行うかどうか未定の場合であっても、あらかじめ社内規則を作成しておくことが考えられます。また、投資者保護を目的として保護預りをする場合があることを想定して、その場合の対応を含めた社内規則をあらかじめ作成しておくことも考えられます。

○ 審査（本規則第5条、別表2、第9条）

16. 発行者の財務状況の健全性（適正又は適法の監査意見が表明されていない場合等）

・ 審査規定等対象社債券の発行者が作成する財務諸表等に適正又は適法の監査意見が付されていない場合には、私募等の取扱い等を行ってはいけないのか。また、業務実施者から、合意された手続に関する報告書を受領した場合はどうか。

⇒ 資産流動化債券を除いた審査規定等対象社債券（いわゆるコーポレート債）の私募等の取扱い等に先立ち、外部監査を受けた財務諸表等を発行者より受領できなかった場合には、協会員において当該発行者の財務状況の健全性を確認することはできず、審査の結果、適当と認められない場合に該当することから、当該発行者が新たに発行する社債券の私募等の取扱い等を行うことはできません。また、合意された手続に関する業務実施者の報告のみでは「適正又は適法の監査結果」には該当しないと考えます。

なお、資産流動化債券の場合であって、第一期目の決算期末が到来していない場合においては、適正又は適法の監査意見が付された財務諸表等を求めておりません。

17. 発行者等をモニタリングできることの確認

・審査規定等対象社債券の発行者等をモニタリングすることを確認するため、どのような審査を行うことが考えられるか。

⇒ 協会員は、審査の結果、審査規定等対象社債券をモニタリングできることを確認できない場合は、私募等の取扱い等を行ってはなりません（本規則第9条第2項）。適切なモニタリングを行うため、発行者等との間で、例えば定期的及び投資判断に重要な影響を与える事象が発生した場合には速やかに資料の提供をしてもらえるように、あらかじめ契約を締結し、当該契約の内容及びその実効性を審査することなどが考えられます。

18. 「実質的なリスクの帰属先である事業者」に対する審査・モニタリングを行う場合

・「実質的なリスクの帰属先である事業者」に対する審査・モニタリングを行うに当たり、審査・モニタリングを行う協会員と当該事業者との間に直接的な契約関係がない場合も想定されるが、当該審査等に必要な資料をどのように入手することが考えられるか。

⇒ 「実質的なリスクの帰属先である事業者」の審査・モニタリング自体は、協会員自身が別表2及び別表3に定めるところにより行う必要があります。当該審査・モニタリングに必要な資料については、直接、協会員が当該事業者から入手する方法の他、例えば、アレンジャーやオリジネーターを介して入手することも考えられます。

なお、資産流動化債券に係る「実質的なリスクの帰属先である事業者」に対するモニタリングを継続して行う態勢が確保できない場合には、当該資産流動化債券の私募等の取扱い等を行ってはならないことにご留意ください。

19. 発行者が投資会社である場合の投資先・融資先の審査

・発行者が資産流動化債券を発行する投資会社（債権の買取等と称して実質的に融資と見られる事業を営む者を含む。）である場合の社債券は、投資先・融資先の事業又は財務内容が、当該債券への投資判断に直接影響を与えるものであるため、当該投資先・融資先の審査等（顧客への説明を含む。）を行う必要があるか。

⇒ 資産流動化債券の発行者が投資会社の場合には、別表2の1.（2）②において、資産流動化のスキームの合理性、適切性を審査する過程において、事業計画、裏付となる資産の実在性及び回収状況等を審査するため、実質的に投資先・融資先の審査は行われるものと考えます。

20. 会計事務所や弁護士事務所がアレンジャーとなる場合

- ・審査規定等対象社債券の発行には会計事務所や弁護士事務所等も関与する場合がありますが、その場合には会計事務所や弁護士事務所をアレンジャーとして審査を行う必要があるか。

⇒ 個別事案ごとに実質的に判断されるべきものと考えますが、アレンジャー等の中には会計事務所や弁護士事務所は包含され得るものと考えます。その場合は、会計事務所や弁護士事務所について、本件事案に関する審査を行う必要があります。

21. 裏付となる資産に係る譲渡の法的有効性及び真正譲渡性の審査

- ・裏付となる資産に係る譲渡の法的有効性及び真正譲渡性について、具体的にどのような審査を行うことが考えられるか。

⇒ 裏付となる資産について譲渡が法的に有効であること及び真正譲渡が確保されていることを確認することが求められます。また、その方法として、例えば金銭債権が裏付となる資産の場合には、協会員が裏付となる資産の譲渡に係る契約内容（特に当該譲渡が担保付の金融取引に該当しないことや原保有者（オリジネーター）が裏付となる資産を支配する権限を有していない点等）や裏付となる資産に係る対抗要件の具備について確認した上で、弁護士等から譲渡の法的有効性及び真正譲渡に関する意見書を取得することが考えられます。

22. 原保有者（オリジネーター）と協会員（販売会社）が同一となる場合

- ・資産流動化債券の取扱いに当たり、協会員（販売会社）や当該協会員の関係会社が当該債券の裏付となる資産の原保有者（オリジネーター）である場合、利益相反関係への対応策の審査を行う必要があるが、この対応策とは具体的にどのような方法が考えられるか。

⇒ 利益相反関係への対応策については、個別事案ごとに各社の業態やスキームに応じた適切な管理が求められるものと考えますが、オリジネーション部署が審査・モニタリング結果に影響を与えないことについて実効性が確保されていることが必要であり、例えば、オリジネーション部署と資産流動化債券の審査・モニタリングを行う部署が別部署で業務上分離していること及びこのような資産流動化債券の裏付となる資産の取引について金商法第 36 条に規定する利益相反管理の対象とすることが考えられます。

23. 「実質的なリスクの帰属先である事業者」の審査等

- ・資産流動化債券に「実質的なリスクの帰属先である事業者」が存在する場合、当該事業

者について審査やモニタリング、顧客に対する情報提供を行う必要があるが、当該事業者が存在することが想定されるのは具体的にどのような場合か。また、当該事業者を特定する方法は具体的にどのような方法が考えられるか。

⇒ 例えば、資産流動化債券の裏付となる資産が特定の事業会社への債権や特定の事業会社が発行する有価証券であり、当該裏付となる資産のキャッシュフローや社債権者への元金の支払いがこれらの事業会社の経営状況に依存するような場合には、「実質的なリスクの帰属先である事業者」が存在する蓋然性が高いものと考えられます。

また、このような資産流動化債券に係る裏付となる資産について、下記のような集中度テストを実施することで、当該資産流動化債券に係る「実質的なリスクの帰属先である事業者」を特定することが考えられます。

なお、定期的なモニタリングを実施する際、モニタリングを実施する各時点において裏付となる資産の構成や保有比率等が変化している場合には、改めて集中度テストを実施して「実質的なリスクの帰属先である事業者」を特定した上で、当該事業者についてモニタリングを行うことが考えられます。

<集中度テスト>

① 資産流動化債券に係る裏付となる資産毎に、下表を参考に資産の種類に応じて資産の時価又は簿価（取得価額）を右欄に掲げる者に対するエクスポージャーとして算出する。この特定の事業者に対するエクスポージャーが、裏付となる資産に係るエクスポージャーの合計の50%超となる場合には、当該事業者を裏付となる資産に係る「実質的なリスクの帰属先である事業者」と判定する。

～計算例～

裏付となる資産：不動産 80 億円

Y社に対する金銭債権 20 億円の場合

i エクスポージャーの合計

不動産 80 億円 + Y社金銭債権 20 億円 = 100 億円

ii 特定の者に対するエクスポージャー

Y社に対する 20 億円

iii 特定の者のエクスポージャーの割合

$20 \text{ 億円} \div 100 \text{ 億円} \times 100 = 20\%$

iv 裏付となる資産に係る実質的なリスクの帰属先である事業者への該当：非該当

② 特定の事業者に対するエクスポージャーが裏付となる資産に係るエクスポージャーの合計の50%以下の場合であっても、流動化スキームや他のエクスポージャーの対象である事業者との関係を踏まえ、実質的に資産流動化債券に係る元金の支払い能力が当該事業者の経営・財務の状況に依存している場合には、当該特定の事業者を「実質的なリスクの帰属先である事業者」とすることが考えられる。

裏付となる資産の種類	エクスポージャーの対象
金額が確定している債権 (金銭債権・売掛債権等)	債務者※1
金額が未確定の債権 (報酬債権・将来債権等)	債務者※1(ただし、債権の額が債務者以外の特定の事業者における事業の状況により変動する場合には、当該事業者を含む。)
有価証券※2	発行者
不動産関連資産	特定の者に対するエクスポージャーを有しないものとする※3

※1「特別の法律により設立された法人」(国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金等)は除く。なお、裏付けとなる資産に係るエクスポージャーの合計を計算する際には、当該法人に係る債権の時価又は簿価(取得価額)もエクスポージャーの合計に含めるものとする。

※2 有価証券が受益証券や証券化商品の場合には、当該証券化商品や受益証券におけるエクスポージャーのすべての資産を把握(ルックスルー)した上で、ルックスルー先の資産を資産流動化債券の裏付となる資産とみなしてエクスポージャーを計算する。

※3 裏付けとなる資産に係るエクスポージャーの合計を計算する際には、不動産関連資産の時価又は簿価(取得価額)もエクスポージャーの合計に含めるものとする。

24. 「実質的なリスクの帰属先である事業者」の審査等

・「実質的なリスクの帰属先である事業者」の審査について、当該事業者をエクスポージャーの対象とする裏付となる資産に担保が付されている場合や当該事業者に保証者が設定されている場合にどのような審査を行うことが考えられるか。

⇒ 当該事業者の審査・モニタリングにあたっては、当該事業者をエクスポージャーの対象とする裏付となる資産に担保や保証が付されている場合には、裏付となる資産の回収可能性について、その担保や保証の状況を考慮した上で審査・モニタリングを行うことが考えられます。ただし、担保の実行可能性(将来発生する債権を担保とする場合には当該担保の確保の確実性を含む。)又は価値や保証者の保証能力が当該事業者の経営・財務の状況に影響を受け得る場合、その影響を踏まえた審査を行う必要があります。

25. 資産流動化債券の裏付となる資産が証券化商品や受益証券の場合

・資産流動化債券の裏付となる資産が証券化商品や受益証券の場合、当該証券化商品に係る裏付資産や当該受益証券に係る信託財産(ルックスルー先の資産)を裏付となる資産に含めて審査・モニタリングの対象とするが、このルックスルー先の資産も証券化商品

や受益証券である場合はどのように考えればよいか。

⇒ ルックスルー先の資産も証券化商品や受益証券である場合には、その証券化商品や受益証券に係る裏付資産や信託財産もルックスルーした上で、最終的なルックスルー先の資産まで資産流動化債券の裏付となる資産に含めて審査・モニタリングの対象とすることが考えられます。

○モニタリング（本規則第6条）

26. モニタリングを継続することが不可能となった場合

・モニタリングを継続することができなくなった場合、当該審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うことはできるのか。

⇒ 審査規定等対象社債券の発行後にモニタリングを行うことができなくなった場合は、それ以後、当該発行者の審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等は行ってはならないこととしております。なお、この場合は本規則第6条に規定する義務が履行できないこととなることから、速やかに本協会にその旨の報告を行うとともに、既に当該審査規定等対象社債券を保有している顧客に対して、モニタリング等を行うことができなくなった旨及び今後の対応を伝達すべきと考えます。

27. モニタリングの結果、不適當な事由が判明した場合

・モニタリングの結果、顧客に私募等の取扱い等を行うことが適當と認められない事由が判明した場合に、当該審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うことはできるのか。

⇒ 審査規定等対象社債券のモニタリングの結果、顧客に私募等の取扱い等を行うことが適當と認められない事由が判明した場合には、当該発行者の審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等は行ってはならないこととしております。なお、既に当該審査規定等対象社債券を保有している顧客に対して、モニタリングの結果、判明した事項を速やかに伝達すべきと考えます。

○保護預り（本規則第6条、別表5）

28. 「投資者保護上やむを得ないと認められる場合」の保護預り

・「投資者保護上やむを得ないと認められる場合」とは、どのような場合か。

⇒ 例えば以下のような場合であって、協会員が保護預りしないことにより、顧客が当該審査規定等対象社債券に関する情報を定期的を受領できなくなることや、換金ができ

なくなることが想定されることが考えられます。

- ・ 他社に保護預りをしている顧客からの申出により、当該他社で保護預りを継続しない相当の理由があると協会員が判断できる場合
- ・ 証券会社が破綻した場合であって、当該破綻会社又は行政当局若しくは本協会等から保護預りの要請がある場合

○継続的情報提供（本規則第7条第2項、別表5）

29. 継続的情報提供の方法

- ・ 審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行った発行者等のウェブサイトにより別表5に定める情報が公表されている場合であっても、協会員は顧客に対して本規則第7条第2項に定める継続的情報提供を行う必要があるのか。

⇒ 原則として、協会員において顧客に対して情報提供を行うべきと考えられますが、発行者等のウェブサイトにおいて別表5に定める情報が掲載されており、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該資料等が容易かつ継続的に取得することができ、あらかじめ顧客の同意を得ることができた場合であって、協会員が発行者のウェブサイトの妥当性を確認した場合には、発行者等のウェブサイトにおける掲載をもって本規則第7条第2項に定める情報提供を行ったものと考えられます。ただし、別表5に定める項目のうち、不足する情報がある場合には、当該情報については協会員より顧客に対して情報を提供する必要があります。

○委託（本規則第10条）

30. グループ会社等への審査等の委託

- ・ 協会員が審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うに当たり、当該社債券の発行者等の審査を行う必要があるが、その場合に、弁護士や公認会計士の専門分野の業務の一部を委託することや、当該協会の親法人等又は子法人等に審査を委託することは可能か。

⇒ 本規則は、私募等の取扱い等により販売する審査規定等対象社債券について、自社の責任に基づき審査、モニタリング、情報提供を行うことを求めています。例えば、親法人等又は子法人等に審査に関する情報収集や判断の全部又は一部の委託を行うことや、弁護士や公認会計士に専門業務を委託することも可能と考えております。しかし、あくまでもこれは自社が行う審査であり、委託元協会員は委託先が行う審査業務に関する責任を有しています。

○その他

31. 本規則施行前の審査規定等対象社債券への適用

・本規則施行前に私募等の取扱い等が行われた社債券が別表1の適用除外要件に該当しない社債券である場合について、本規則の施行後、協会員が下記①から④を行うときは、それぞれ規則の適用があるのか。(移管元協会員においてもモニタリングや顧客への情報提供を行っていない社債券に限る。)

- ① 保護預りをし続ける場合
- ② 保護預りを行っていた当該社債券を顧客から買取り、転売する場合
- ③ 他社に移管する場合
- ④ 他社から移管を受ける場合

⇒ 本規則施行前に私募等の取扱い等が行われた社債券が別表1の適用除外要件に該当しない社債券(本規則施行後であれば審査規定等対象社債券に該当する社債券)である場合についての本規則施行後の適用に係る考え方は、それぞれ以下のとおりです。

① 保護預りをし続ける場合

本規則施行後も保護預りをしている場合であって、今後私募等の取扱い等を行わない場合は、本規則に基づくモニタリングの実施(本規則第6条)及び顧客への情報提供(本規則第7条第2項)を行う必要はありません。ただし、投資者保護の観点から当該審査規定等対象社債券又はその発行者等に発生した重大な事象等は顧客に伝えるべきであると考えます。

② 保護預りを行っていた当該社債券を顧客から買取り、転売する場合

顧客から買い取った当該社債券の転売は私募等の取扱い等に該当しますから、本規則に基づく審査等の規定の適用があります。

③ 他社に移管する場合

本規則施行後に、顧客の希望等により他社に当該社債券を移管する場合には、移管元の協会員には規則の適用はないものと考えます。ただし、移管先の協会員に対して、当該社債券は本規則施行前に私募等の取扱い等が行われたものであり、自社ではモニタリングやその結果に関する情報提供を行っていたものではないことを明確に告げるべきと考えます。

④ 他社から移管を受ける場合

移管を受ける時点では、当該社債券は審査規定等対象社債券に該当しているため、移管を受ける場合には、本規則施行後に私募等の取扱い等を行っていないことが明らかでない限り、移管先協会員においてモニタリングが行えることを確認しつつ、顧客に対して情報提供も行う必要があります。

なお、本規則施行後に移管があったとしても、本規則施行後に私募等の取扱い等を行っていないければ、本規則第7条第2項に基づく情報提供の規定の適用対象と

なるものではありませんが、投資者保護の観点から当該審査規定等対象社債券又はその発行者等に発生した重大な事象等は顧客に伝えるべきと考えます。

32. 本規則に係る改正の施行前の審査規定等対象社債券への適用

- ・本規則に係る 2023 年 9 月 7 日改正（本改正）の施行前に私募等の取扱い等を行った審査規定等対象社債券について、本改正後の規定の適用があるのか。

⇒ 本改正の施行前に発行された審査規定等対象社債券であって、今後私募等の取扱い等を行わない場合は、本改正後の規定に基づくモニタリングの実施（本規則第 6 条）及び顧客への情報提供（本規則第 7 条第 2 項）を行う必要はありません（本改正前の別表 3 及び別表 5 の内容に基づいたモニタリングの実施及び顧客への情報提供を行うこととなります）。

ただし、本改正の施行前に発行された審査規定等対象社債券であっても、本改正施行後に当該債券の私募等の取扱い等を行う場合には、改正後の規定により審査・モニタリング及び顧客への情報提供が必要となります。なお、顧客への情報提供の際には、同一銘柄の債券を保有する顧客間で情報格差が生じないためにも、施行前に当該債券を販売した顧客（本改正前の規定に基づいて情報提供を行う顧客）に対しても、施行後に当該債券を販売した顧客（本改正後の規定に基づいて情報提供を行う顧客）と同等の内容の情報提供を行うことが考えられます。

33. 販売後に審査規定等対象社債券に該当することになった場合

- ・本規則施行後の発行時は審査規定等対象社債券ではなかった社債券が時間の経過とともに、例えば上場廃止等により審査規定等対象社債券に該当することとなった場合、協会が下記①から④を行う場合には、それぞれ本規則の適用があるのか。

- ① 保護預りをし続ける場合
- ② 保護預りを行っていた審査規定等対象社債券を顧客から買取り、転売する場合
- ③ 他社に移管する場合
- ④ 他社から移管を受ける場合

⇒ 販売時は審査規定等対象社債券ではなかった社債券が、販売後に審査規定等対象社債券に該当することとなった場合における本規則の適用に係る考え方は、それぞれ以下のとおりです。

- ① 保護預りをし続ける場合

保護預りをしている場合には、モニタリングの実施（本規則第 6 条）及び顧客への情報提供（本規則第 7 条第 2 項）を行う必要はありませんが、投資者保護の観点から当該審査規定等対象社債券又はその発行者等に発生した重大な事象等は情報

提供すべきであると考えます。

- ② 保護預りを行っていた審査規定等対象社債券を顧客から買取り、転売する場合
顧客から買い取った当該社債券の転売は私募等の取扱い等に該当しますから、
本規則に基づく審査等の規定の適用があります。

- ③ 他社に移管する場合

顧客が他社に審査規定等対象社債券を移管する場合には、移管元の協会員には本規則の適用はないものと考えます。ただし、移管先の協会員に対して、当該審査規定等対象社債券は、移管前に私募等の取扱い等が行われた時には本規則の適用除外要件に該当する社債券として私募等の取扱い等が行われたものであり、自社ではモニタリングやその結果に関する情報提供を行っていたものではないが、その後（発行者の上場廃止等により）審査規定等対象社債券となったことを明確に告げるべきと考えます。

- ④ 他社から移管を受ける場合

移管を受ける時点では、審査規定等対象社債券となっていますから、移管を受ける場合には、モニタリングが行えることを確認しつつ、顧客に対して情報提供も行う必要があります。

以 上